

第二次庄内町ごみ処理基本計画

平成29年3月

庄 内 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1-1 計画策定の目的	1
1-2 計画の位置付け	1
1-3 計画の期間	1
1-4 広域処理	1
第2章 前計画（平成19年度～28年度）の達成状況	
2-1 目標値	2
2-2 実績値	2
第3章 庄内町におけるごみ処理の現状	
3-1 ごみの処理体制について	6
3-2 ごみ処理の流れについて	7
3-3 ごみ減量・リサイクル・適正処理の取り組みについて	8
3-4 可燃ごみ及び不燃ごみの組成について	9
第4章 庄内町におけるごみ処理の課題	
1) 家庭系ごみの減量について	10
2) ごみの分別について	11
3) 事業系ごみの減量について	11
4) ごみ処理費用の受益者負担について	11
第5章 基本計画の目標	
5-1 基本目標	12
5-2 基本方針	12
5-3 人口・ごみ排出量の推計	13
5-4 計画の目標値	13
第6章 計画推進に向けた施策	15
第7章 町民・事業者・行政の役割分担	16
第8章 計画の進行管理	17

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の目的

清潔で快適な環境の中で、文化的な生活をすることは私たち町民の願いであり、その中の一つに位置付けられている廃棄物対策は生活に一日たりとも欠くことのできないものです。

現代の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動は、私たちの生活を利便性の高いものとする一方で、多量のごみを排出し続けており、そのことが生活環境の悪化を招いています。

本町では、平成20年2月に「庄内町ごみ処理基本計画」を策定しました。前計画の目標年度到達にあたり、前計画の評価と見直しを行い、更なる持続可能な循環型社会※の実現を図るため、新たに「第二次庄内町ごみ処理基本計画」を策定するものです。

※循環型社会とは、廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことをいいます。

1-2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立って、一般廃棄物の計画的なごみ処理の推進を図るため、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの基本的事項を定めるものです。

1-3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成37年度までの9年間とします。

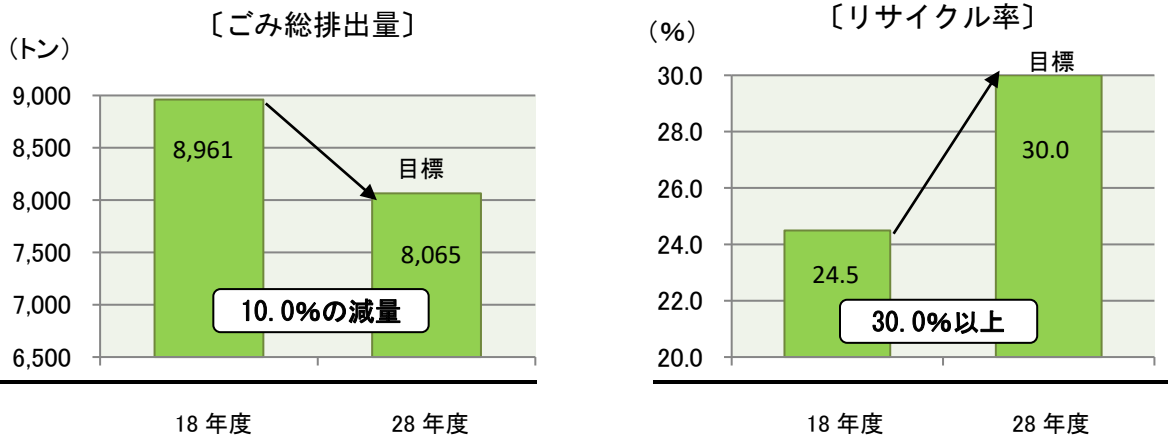
なお、社会情勢に大きな変化や国、県における制度の大幅な変更があった場合には、随時見直しを行うものとします。

1-4 広域処理

ごみの中間処理、最終処分については、酒田市、遊佐町、庄内町で構成する酒田地区広域行政組合の計画に従うこととします。

第2章 前計画（平成19年度～28年度）の達成状況

2-1 目標値



2-2 実績値

ごみ総排出量（家庭系ごみ＋事業系ごみ＋資源回収）

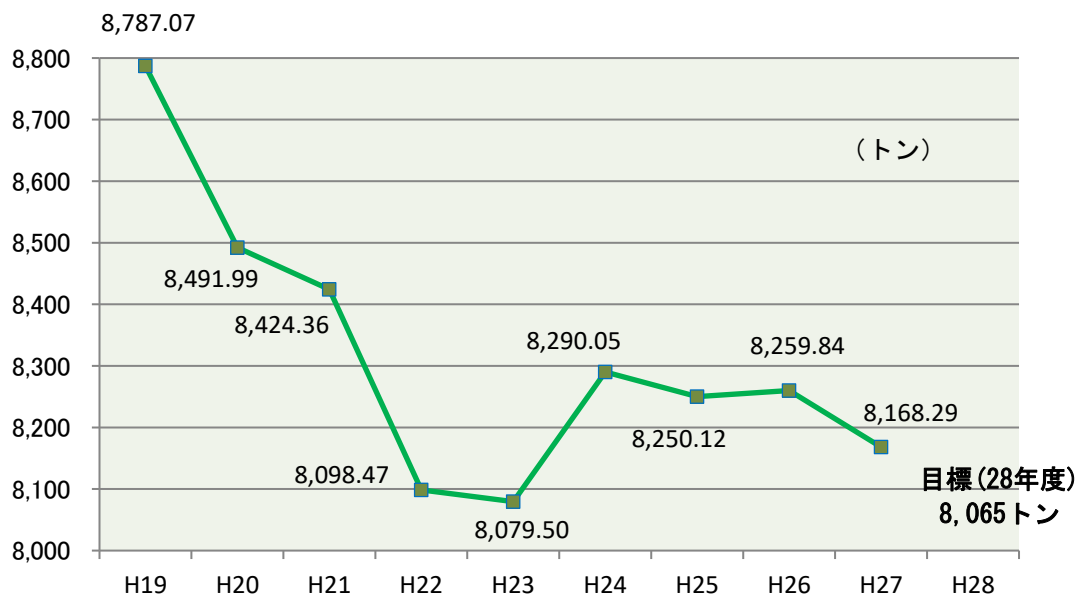
酒田地区広域行政組合に搬入したごみの内、**家庭系ごみ**とは、家庭から出された廃棄物であり「ごみステーション回収」と「粗大ごみや多量ごみ等の自己搬入」したものをいいます。**事業系ごみ**とは、事業所等から出された廃棄物であり「許可業者搬入」と「自己搬入」したものをいいます。

生ごみは、旧立川町全域と旧余目町一部地区が収集地区となっており、堆肥生産センターで堆肥原料として利用されています。

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
家庭系ごみ	6,576.04	6,287.43	6,238.34	6,033.26	5,883.13
可燃ごみ	5,384.09	5,102.96	5,116.41	4,948.42	4,921.12
粗大ごみ	184.11	177.77	162.39	147.96	187.65
資源ごみ	312.94	292.32	292.20	291.48	293.91
埋立ごみ	118.74	113.16	111.37	110.72	121.17
ペットボトル	62.79	60.70	60.07	57.67	57.59
生ごみ	513.37	540.52	495.90	477.01	301.69
事業系ごみ	1,170.36	1,196.20	1,259.72	1,173.72	1,315.18
可燃ごみ	1,111.51	1,142.73	1,211.17	1,123.52	1,268.85
粗大ごみ	31.00	34.10	33.00	35.14	31.77
資源ごみ	24.09	18.95	15.11	14.15	14.20
埋立ごみ	0.38	0.39	0.44	0.91	0.36
ペットボトル	3.38	0.03	0.00	0.00	0.00
小計	7,746.40	7,483.63	7,498.06	7,206.98	7,198.31
資源回収	1,040.67	1,008.36	926.30	891.49	881.19
合計	8,787.07	8,491.99	8,424.36	8,098.47	8,079.50

	24年度	25年度	26年度	27年度
家庭系ごみ	6,219.68	6,095.32	6,075.09	5,974.68
可燃ごみ	5,055.75	4,933.23	4,988.87	4,914.47
粗大ごみ	232.85	272.02	248.06	284.67
資源ごみ	292.93	291.95	280.56	272.72
埋立ごみ	126.11	119.39	110.83	108.64
ペットボトル	58.29	57.34	55.96	58.52
生ごみ	453.75	421.39	390.81	335.66
事業系ごみ	1,172.56	1,224.21	1,259.31	1,278.70
可燃ごみ	1,123.00	1,164.03	1,201.31	1,224.51
粗大ごみ	34.94	46.92	46.37	43.82
資源ごみ	13.08	11.89	9.86	9.05
埋立ごみ	1.54	1.37	1.77	1.32
ペットボトル	0.00	0.00	0.00	0.00
小計	7,392.24	7,319.53	7,334.40	7,253.38
資源回収	897.81	930.59	925.44	914.91
合計	8,290.05	8,250.12	8,259.84	8,168.29

※太枠は、前年度比5%以上増加したもの

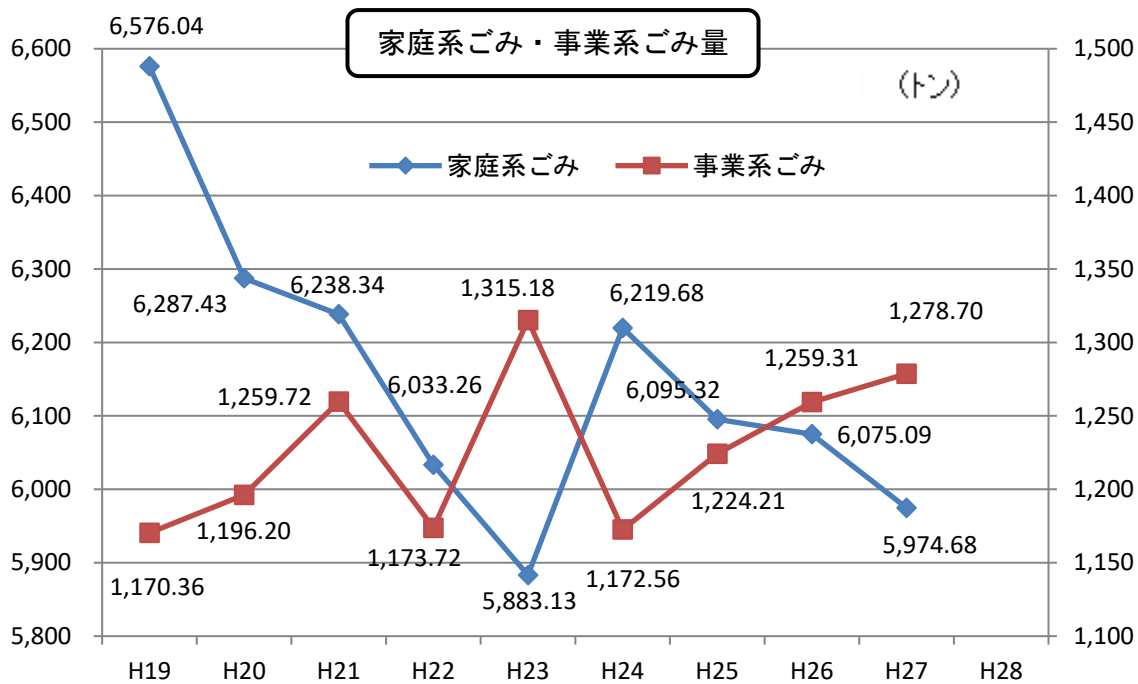


■結果

平成19年度実績と27年度を比較すると、**ごみ総排出量は619トン減少**しました。23年度までは年々減少しましたが、24年度に増加に転じた後は横ばいの状況が続きました。

平成27年度実績におけるごみ総排出量に占める割合は、家庭系ごみ73%、事業系ごみ16%、資源回収11%となっています。

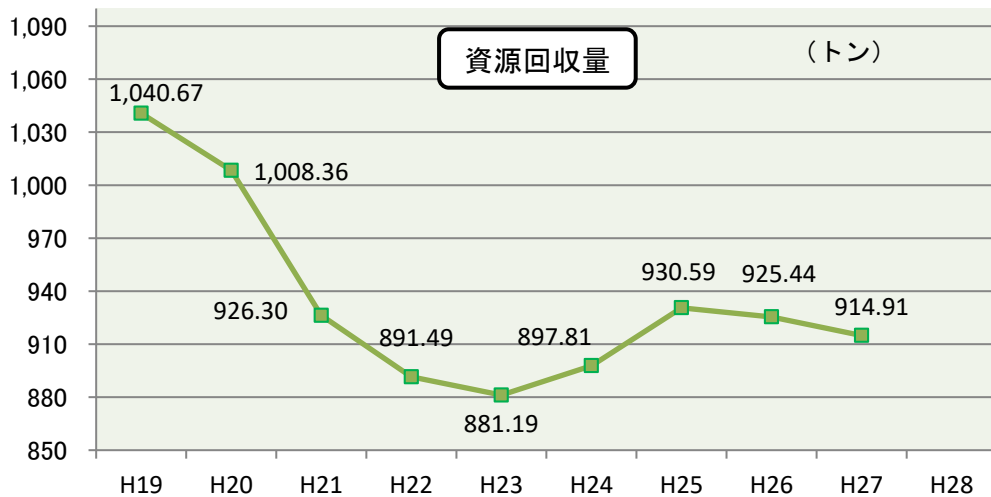
平成27年度実績と28年度目標を比較すると103トン超過しており、計画目標は未達成となりました。



■結果

家庭系ごみは 601 トン減少しました。主な内訳として、可燃ごみは 470 トン減少、粗大ごみは 101 トン増加、生ごみは 178 トン減少しました。事業系ごみは 108 トン増加しました。主な内訳として、可燃ごみは 113 トン増加、粗大ごみは 13 トン増加しました。

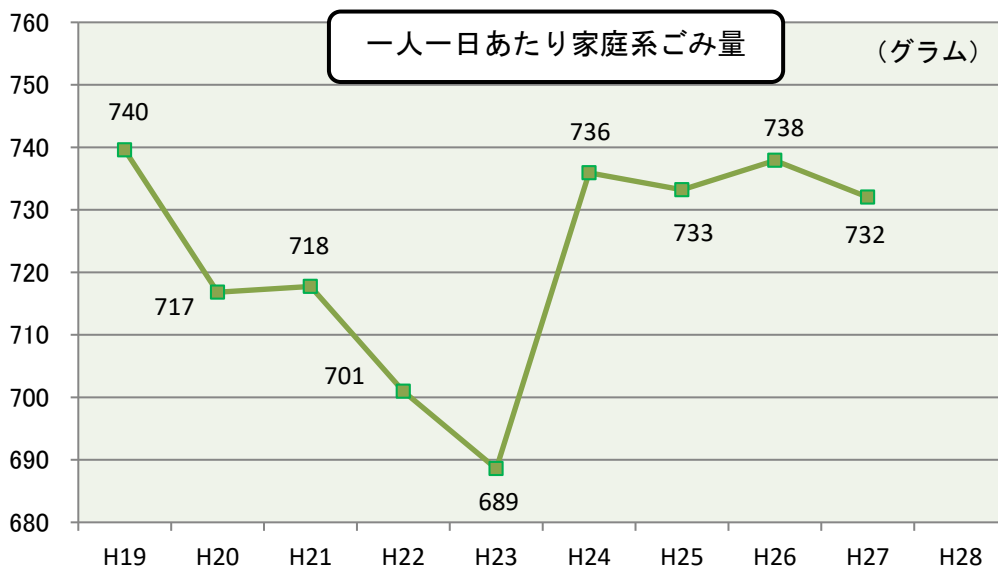
特に、家庭系ごみでは粗大ごみ、事業系ごみでは可燃ごみが大きく増加しました。



■結果

資源回収は 126 トン減少しました。新聞や雑誌等の古紙類以外では、廃食用油（平成 20 年度～）、古着古布（22 年度～）、小型家電（27 年度～）などを回収しました。

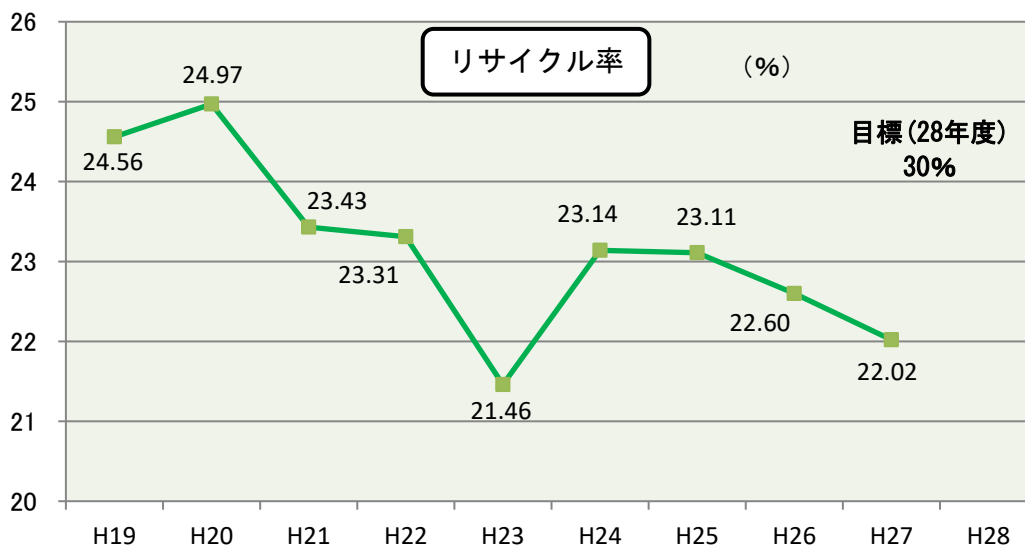
回収量減少の原因の一つとして、新聞や雑誌は、媒体の普及によるペーパーレス化が進んだことや人口減少、経済状況等により全体数自体が減少していると推測されます。



※一人一日あたり家庭系ごみ量とは、「年間家庭系ごみ量」÷「人口」÷「年間日数」

■結果

平成 27 年度は 732 グラムで 19 年度と比較して 8 グラム減少しましたが、24 年度以降は横ばいの状況が続きました。



※リサイクル率とは、「資源化された量」÷「ごみ総排出量」

資源化された量とは、古紙類以外では、廃食用油、古着古布、小型家電、ペットボトルキャップ、生ごみのほか、ごみ処理施設から産出された資源物（鉄、アルミ、スラグ、ガラスカレット、ペットボトル）を指します。

■結果

平成 27 年度実績と 28 年度目標を比較すると約 8 %計画目標に到達しませんでした。原因の一つとして、古紙類や生ごみ収集が減少傾向にあることが挙げられます。

第3章 庄内町におけるごみ処理の現状

3-1 ごみの処理体制について

1) 家庭系ごみ（ごみステーション）※粗大ごみ除く

■収集は業者委託

区 分	旧立川	旧余目	旧余目 (第四学区一部)	中間処理 最終処分
可燃ごみ	1 回／週	2 回／週	2 回／週	酒田地区広域行政組合
廃食用油	1 回／週	2 回／週	2 回／週	民間業者において資源化
資源物 (びん・缶等)	2 回／月	2 回／月	2 回／月	酒田地区広域行政組合
ペットボトル	2 回／月	2 回／月	2 回／月	酒田地区広域行政組合
埋立ごみ	1 回／月	1 回／月	1 回／月	酒田地区広域行政組合
粗大ごみ	自己搬入か許可業者搬入			酒田地区広域行政組合
生ごみ	2 回／週	—	2 回／週	庄内町堆肥生産センター において資源化
紙類資源	1 回／月	—	—	民間業者において資源化

2) 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者自らが処理することが原則となっています。

町内の事業所や商店から排出される事業系一般廃棄物は、許可業者による収集または自己搬入により広域行政組合の処理施設で処理されています。

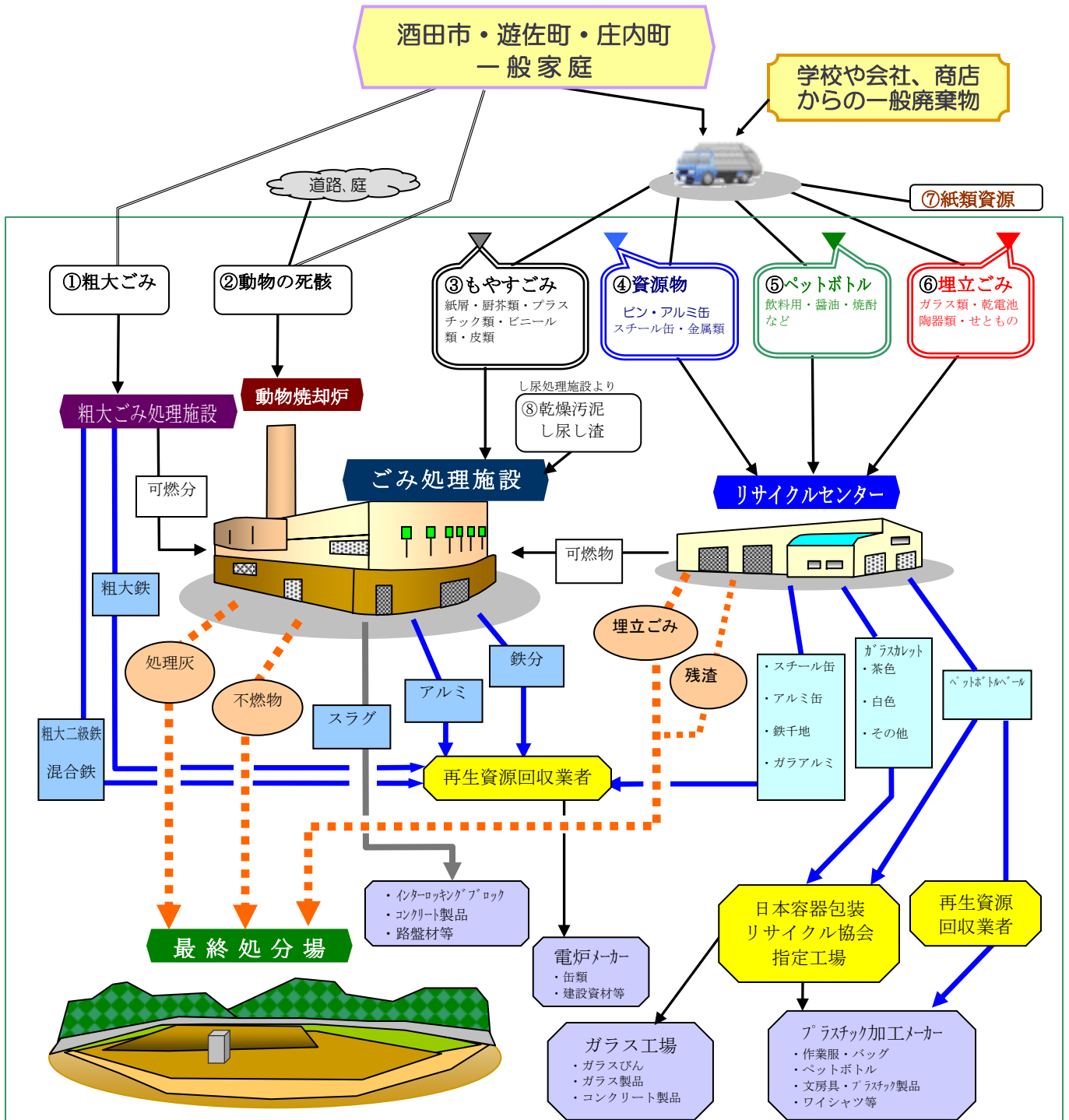
3) 資源ごみリサイクルステーション

家庭系資源ごみの拠点回収として、古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙）、古着古布、廃食用油、小型家電、ペットボトルキャップなどを回収しています。

4) 庄内町堆肥生産センター

旧立川地区と旧余目地区の一部で、生ごみの分別収集を行っています。生ごみと籾殻及び畜糞を発酵させ堆肥を製造し、環境負荷の少ない循環型農業を推進しています。

ごみ処理の流れ



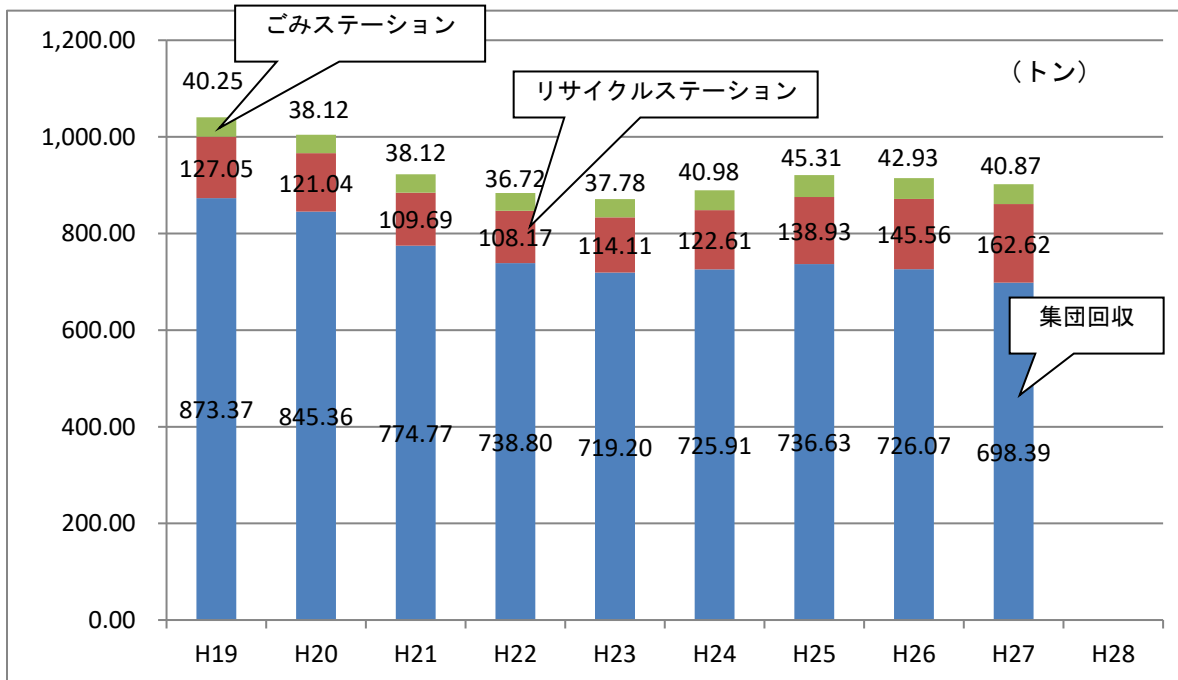
3-3 ごみ減量・リサイクル・適正処理の取り組みについて

1) 集団資源回収事業

地域の団体が実施する新聞紙、雑誌、段ボール、紙パックの古紙類資源の回収事業を推進し、これを積極的に支援しており、回収量に応じて奨励金を交付しています。

2) 紙類資源回収事業

拠点回収として、資源ごみリサイクルステーションを設置しており、また、旧立川ではごみステーションでの分別回収も実施しています。



※上記数量には、古紙類以外の古着古布、廃食用油、小型家電、ペットボトルキャップなどは含まれていません。

3) 環境便利帳の配布

町民のごみ分別やごみ減量の意識高揚、その啓発を図るため、ごみ収集・処理に関する情報を掲載した冊子を作成し、各家庭に配付しています。

4) ごみ収集日カレンダーの配布

ごみの収集日と分別区分を掲載したカレンダーを作成し、各家庭に配付しています。

5) ごみに関する情報の提供

町民のごみに関する意識の啓発を図るため、広報しようないや町ホームページへの掲載を行っています。

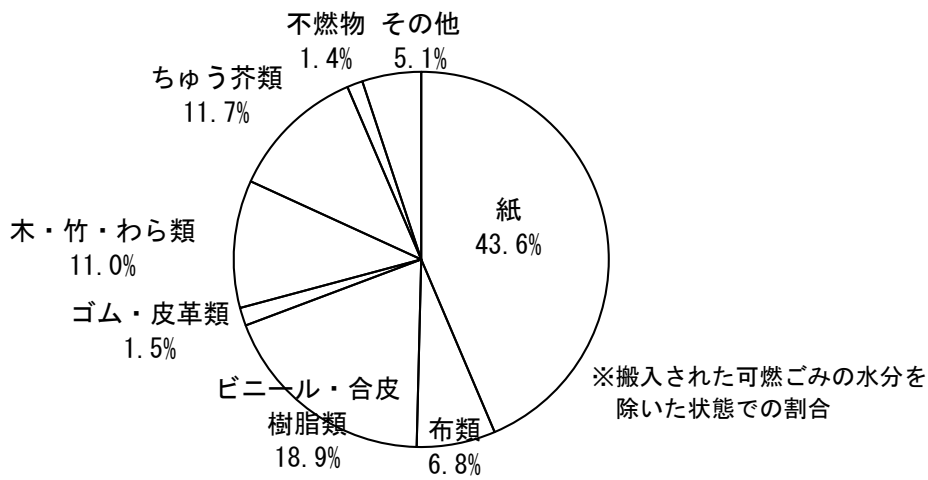
6) 不法投棄防止の取り組み

県をはじめ関係団体と連携しながら、監視パトロールの実施や多発箇所に看板設置、草刈り等の環境整備を行い、不法投棄されないよう取り組んでいます。

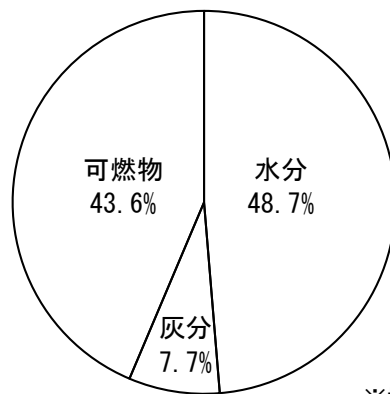
3-4 可燃ごみ及び不燃ごみの組成について

※酒田地区広域行政組合 平成 27 年度資料

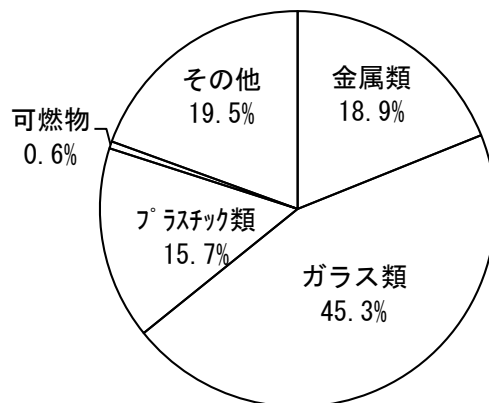
可燃ごみ組成分類



可燃ごみ 3 成分



不燃ごみ組成分類



第4章 庄内町におけるごみ処理の課題

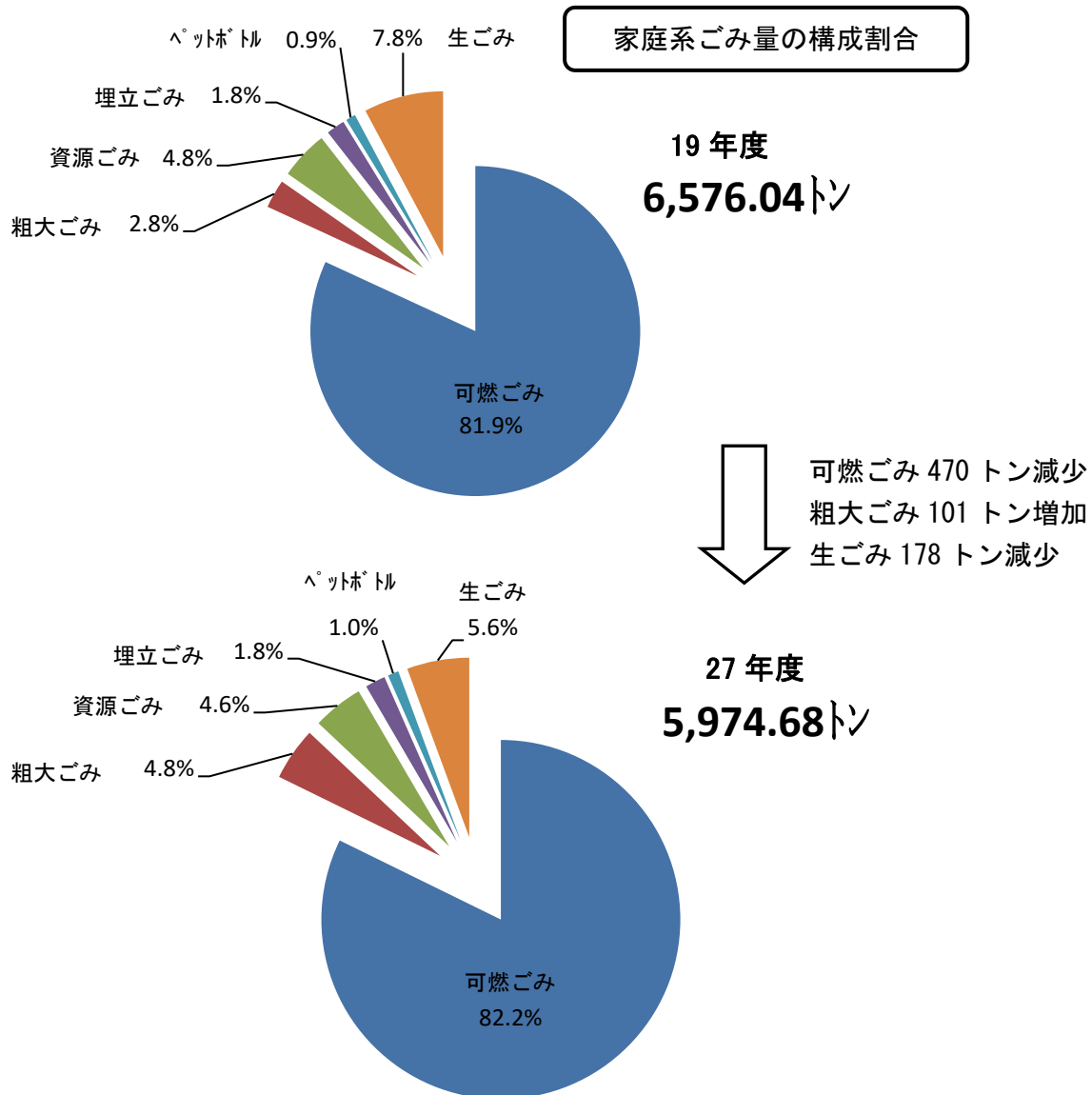
1) 家庭系ごみの減量について

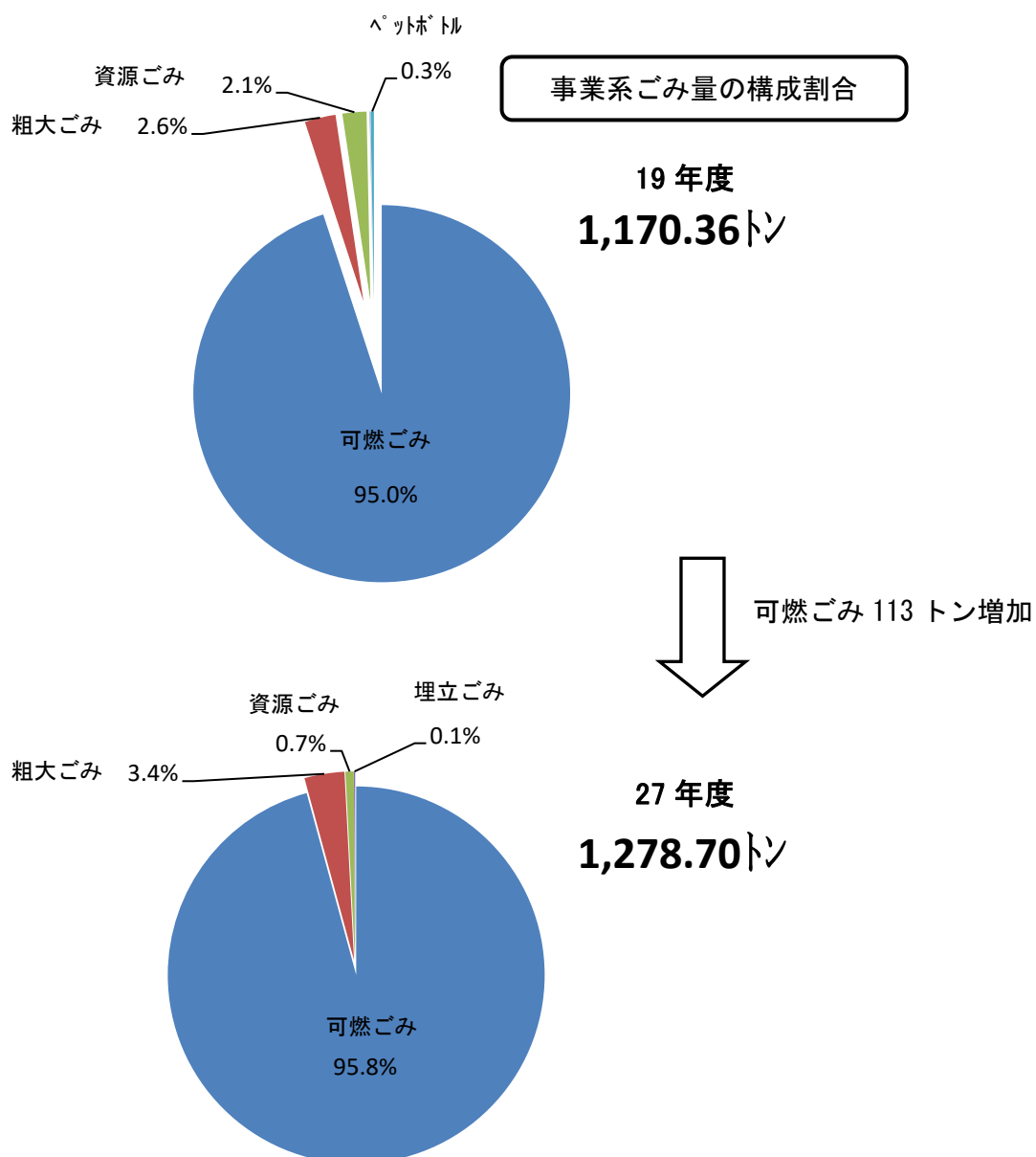
ごみ量に占める「可燃ごみ」の割合が、家庭系、事業系ごみともに非常に高い状況となっています。このことから、可燃ごみ減量の取り組みが課題となります。

酒田地区広域行政組合資料の可燃ごみ3成分にあるとおり、可燃ごみの約50%は、生ごみ等の水分で占められています。効果的なごみ減量のためには「生ごみの水きり」徹底を一層図ること、また食べられるのに廃棄している食材等の「食品ロス」※の減量化が必要となります。

他に「粗大ごみ」が増加していることから、ごみの排出抑制の取り組みも必要となります。

※食品ロスとは、可食部であるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことで、「直接廃棄」、「過剰除去」「食べ残し」のことをいいます。





2) ごみの分別について

ごみの中には、紙類をはじめ資源としてリサイクルできるものが多量に混在しています。このことから、ごみの減量と併せて「ごみの分別」徹底の取り組みが課題となります。資源の有効活用やごみ処理施設の負荷軽減の観点からも重要な取り組みとなります。

3) 事業系ごみの減量について

事業所等から排出されるごみの内、特に「可燃ごみ」が増加していることから、主な原因を調査し、ごみの排出抑制の取り組みが必要となります。

4) ごみ処理費用の受益者負担について

ごみの排出量に応じた負担の公平化及び町民のごみ減量意識を高め、一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段として、ごみ処理費用の受益者負担について検討する必要があります。

第5章 基本計画の目標

5-1 基本目標

本計画は、庄内町の廃棄物に関する基本的な方向を示すものです。

町民一人ひとりが「もったいない」という考え方のもと、町民、事業者及び行政それぞれが自主的に、ごみを減らし（リデュース：Reduce）、使えるものは繰り返し使い（リユース：Reuse）、ごみになったら再び資源として利用（リサイクル：Recycle）するという「3R」の取り組みを推進し、環境にやさしいまちを目指します。

～みんなで進める3R～

5-2 基本方針

ごみの減量化・資源化に努め、循環型社会の形成を目指すとともに、廃棄物が適正に処理される体制整備により衛生環境の保全を図ります。

▶ 基本方針 1

町民一人ひとりがごみに関心を持ち、理解を深めます。

- ごみに関する情報を広報等で提供して、環境意識の啓発に努めます。

▶ 基本方針 2

ごみを減量し、資源にします。

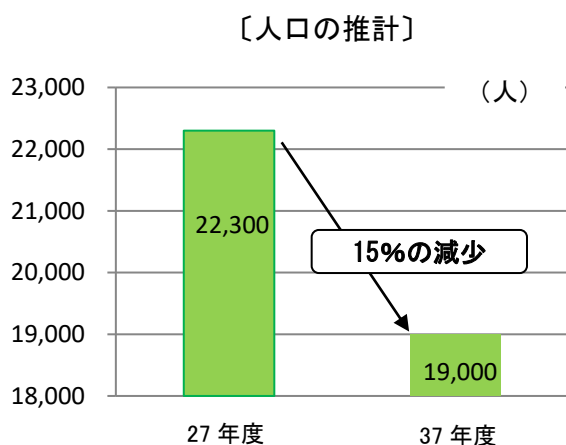
- ごみ発生抑制、再利用、分別の徹底、資源物リサイクルに努めます。

▶ 基本方針 3

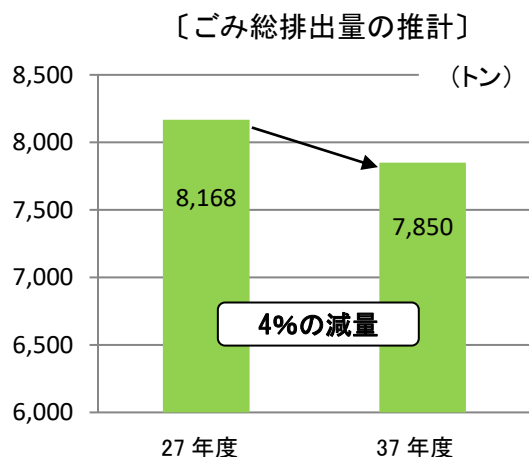
ごみは適正に処理します。

- ごみの収集、運搬、処分については、関係法令を遵守します。

5-3 人口・ごみ排出量の推計



第2次庄内町総合計画による人口の目標値



前計画の減少率を参考に推計

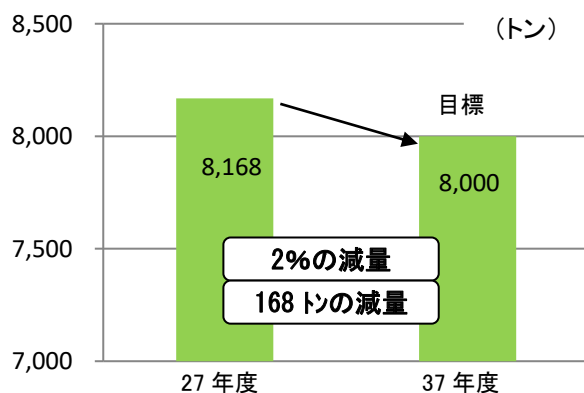
※減少率の大きい19年度～20年度は除く

5-4 計画の目標値

平成27年度のごみ排出量を基準とし、37年度を目標年次とする次の数値目標を設定します。

1) ごみ総排出量（家庭系ごみ+事業系ごみ+資源回収）

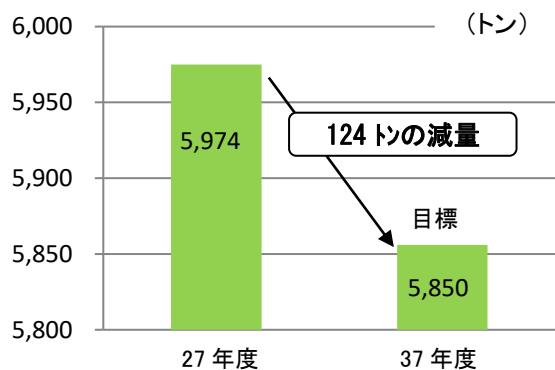
※第2次庄内町総合計画ベンチマーク



平成27年度の8,168トンから約2%、168トン減量し、37年度における排出量を8,000トンとします。

ごみの発生抑制、ごみ分別の徹底、資源物のリサイクルに努めます。

2) 家庭系ごみ排出量

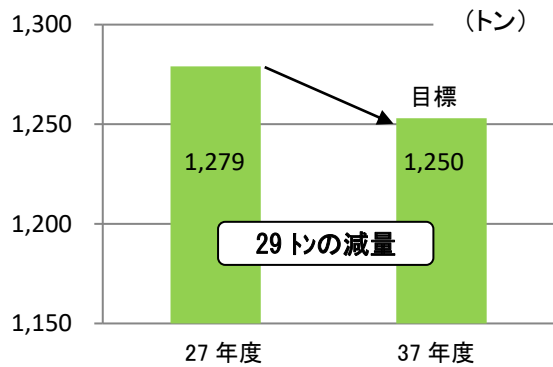


将来人口は減少すると推測されていることから、平成27年度の5,974トンから約2%、124トン減量し、37年度における排出量を5,850トンとします。

前計画では、減少傾向で推移してきましたが、増加ごみの原因を調査し、一層ごみ減量に取り組む必要があります。

また、「生ごみの水きりの徹底」、「食品ロスの減量」、「古紙類分別」等にも取り組む必要があります。

3) 事業系ごみ排出量

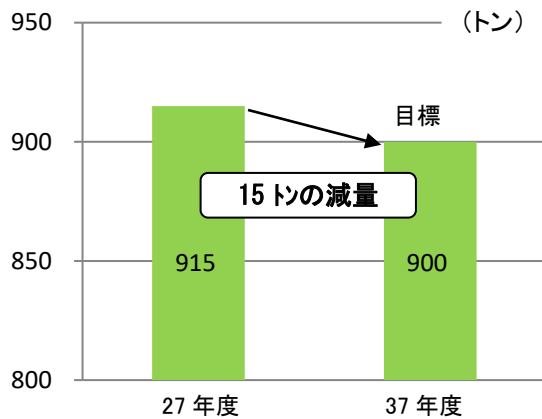


平成 27 年度の 1,279 トンから約 2%、29 トン減量し、37 年度における排出量を 1,250 トンとします。

前計画では、増加傾向で推移してきました。減量に向けて増加原因を調査し、ごみ減量に取り組む必要があります。

4) 資源回収量

※第 2 次庄内町総合計画ベンチマーク

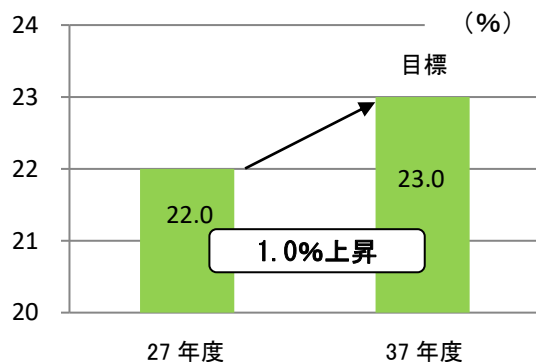


資源回収量の内、大きく占める新聞や雑誌は、ペーパーレス化が進んだことや人口減少、経済状況等により全体数自体が減少していると推測されます。

新計画においては、増加を見込むことは厳しい状況であり、概ね現状維持を目標とします。

5) リサイクル率

※第 2 次庄内町総合計画ベンチマーク



前計画では、リサイクル率は約 22%であり、目標を達成することはできませんでしたが、この率は県内では上位の率となっています。

資源物と成り得るものの分別を一層進める必要があります。

第6章 計画推進に向けた施策

▶ 町民一人ひとりがごみに関心を持ち、理解を深めます。

気付き！（学び・知る）

- ごみに関する情報を広報等で提供して、環境意識の啓発に努めます。
 - （１）町広報、ホームページで、ごみ情報を掲載します。
 - （２）環境便利帳やごみ収集日カレンダーを配布します。
- 子どものチカラで、家庭運動となるよう啓発に努めます。
 - （１）食に対する「もったいない」の浸透（学校給食の食べ残し減量）
 - （２）小・中学校、幼稚園での廃品回収を通じた社会貢献活動
- 環境について、学びやすい場を企画、提供します。
 - （１）県をはじめ各種団体のごみ啓発事業の紹介
 - （２）酒田地区広域行政組合施設や資源ごみリサイクルステーションの見学

▶ ごみを減量し、資源にします。

自ら実行！

- 食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、生ごみの「水きり」に努めます。
 - （１）食品ロスを減量します。
 - （２）生ごみの水きりを徹底します。
- モノの再利用を促進します。
- ごみ分別の徹底、資源物リサイクルに努めます。
 - （１）団体の資源回収事業を支援します。
 - （２）資源ごみリサイクルステーションの利用を促進します。
 - （３）食品トレイ等のスーパーマーケット等での店頭回収を促進します。
- 事業系ごみの減量に向けて検討します。
- 生ごみの収集・活用について検討します。

▶ ごみは適正に処理します。

適正管理、監視！

- ごみの収集、運搬、処分については、関係法令を遵守します。
- 水銀使用廃製品（蛍光灯、乾電池等）の分別収集に取り組みます。
- ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、適切な廃棄処分を行います。
- 不法投棄・野焼きを防止するため、関係団体と一体となった活動を展開します。
- ごみ処理費用の受益者負担について検討します。

第7章 町民・事業者・行政の役割分担

廃棄物については、①できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、②廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、③適正な処分を確保することが基本であります。ごみの排出抑制は最優先に検討されるべき事項であり、循環的利用を促進するためには、町民・事業者・行政が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取り組みを図ることが重要です。

▶ 市町村の役割

- 環境教育、普及啓発の充実
- 廃棄物の排出抑制の啓発（食品ロスの排出抑制の啓発）
- 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底
- リユースびん等のリユース製品の利用推進
- ごみ分別の指導
- 不法投棄や違法な野焼きは関係機関と連携・協力して指導
- ごみ処理費用の受益者負担の検討

▶ 町民の役割

- 環境を学ぶ場への参加
- 廃棄物の排出抑制（食品ロスの排出抑制）
- リユース製品の利用
- 店舗における店頭回収の活用
- 集団資源回収事業等の活用
- ごみ分別の徹底
- 不法投棄や違法な野焼きは行わない

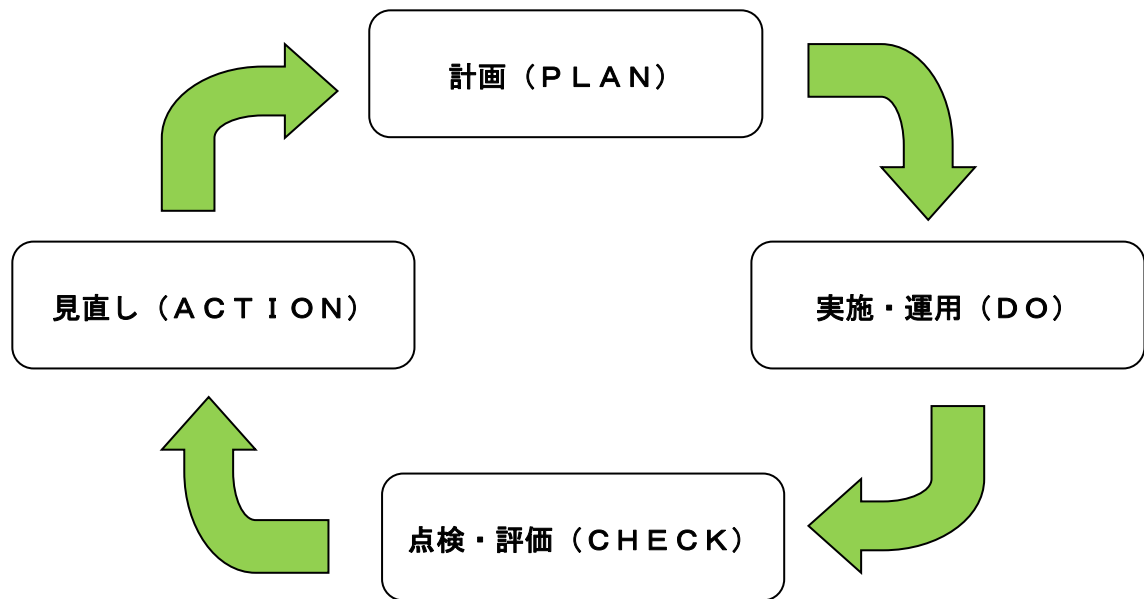
▶ 事業者の役割

- 環境を学ぶ場への参加
- 廃棄物の排出抑制（食品ロスの排出抑制）
- リユース容器の利用・回収の促進
- ごみ分別の徹底
- 不法投棄や違法な野焼きは行わない

第8章 計画の進行管理

各取り組みの進捗状況及び計画目標に対する達成状況について、毎年度環境保全協議会で把握、確認することにより、適切な進行管理を行い、町民、事業者及び行政の協働による計画の着実な推進を図ります。

PDCAサイクル



第二次庄内町ごみ処理基本計画

庄内町保健福祉課環境係
TEL 0234-56-2909

